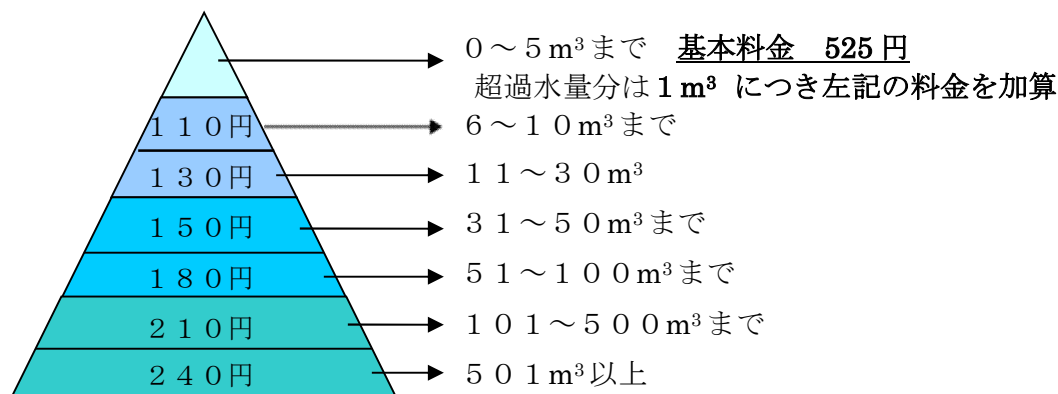


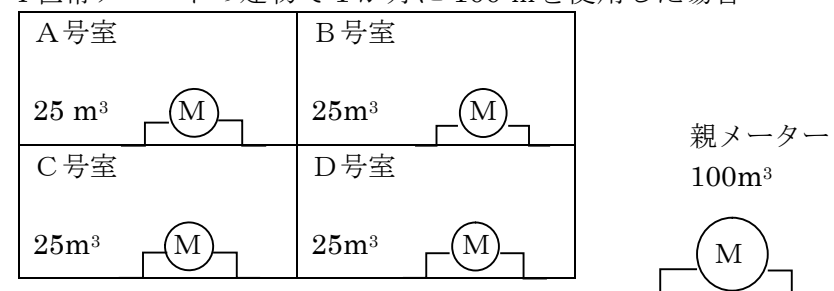
●連合用について

水道料金は使えば使うほど単価が高くなるため、上下水道課の1個の水道メーターのみで2戸以上の住宅が共同で水道を使用しているアパート等は料金と水量が合わなくなってしまうことから、水量を各戸(世帯)数で割ることで、低い単価を適用するというのが「連合用」の水道料金の計算方法です。



●家事用と連合用の比較

例) 4世帯アパートの建物で1か月に100 m³を使用した場合



・家事用の場合

525 + 550 + 2,600 + 3,000 + 9,000 = 15,675円(消費税抜)
 基本料金+(¥110×5m³)+(¥130×20m³)+(¥150×20m³)+(¥180×50m³)
 【0～5 m³】 【6～10 m³】 【11～30 m³】 【31～50 m³】 【51～100 m³】

・連合用の場合 注※実際に各世帯が25m³使用したわけではなく、平均値として算定

100 m³ ÷ 4世帯 = 25 m³ (1世帯あたり)

25 m³ の計算 → 基本料金+(¥110×5m³)+(¥130×15m³) = 525 + 550 + 1,950 = 3,025 円

3,025 円 × 4世帯 = 12,100円 (消費税抜)

差額 15,675円 - 12,100円 = 3,575円

※ 連合用の適用にあたっては、下記の項目(①～④)に該当することが必要となります。

① 各戸(室)が明確に区分され、それぞれに水道の蛇口があること。

② 各戸(室)の区画にそれぞれ台所、トイレ等が設置されていること。

③ 各戸(室)の用途が「家事用」であること。

(店舗や事務所等が入居している場合は用途が「営業用」となり適用外となります。この場合、建物全体についても「営業用」の適用となり、家事用と比較して料金が高くなります)

④ 「連合専用申請書」を提出すること。

※ 料金算定の部屋数は、入居の有無に関わらず、建物内全ての部屋数での計算となります。

※ 連合用の場合、使用水量が少ないと料金が高くなる場合があります。

退去等により使用水量が減った場合はお早めに用途変更の相談等を行ってください。

※ 別用途から連合用への変更の場合、申請書の提出された翌月からの適用となります。